

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条）

第3章 村民と議会の関係（第5条）

第4章 村長等と議会及び議員の関係（第6条―第8条）

第5章 自由討議（第9条）

第6章 政務活動費（第10条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条―第15条）

第8章 議員の定数・報酬及び政治倫理（第16条―第18条）

第9章 他の条例との関係及び見直し手続（第19条・第20条）

附則

議会は、村民主権を基礎とし、村民の信託を受けて活動する村民の代表機関であり、議事機関である。

議会は、執行機関である村長と緊張関係の下で二元代表制の一翼を担い、村民の代表として、多様な意見をくみ取りながら自由闊達な討議を重ね、最良の意志を決定し、村民に信頼される議会を目指さなければならない。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定や自己責任の範囲がより一層拡大する中で、議会の果たす役割は大きくなっている。

地方自治の本旨に基づき、豊かな中城村を実現するため、掲げた役割と目的を達成することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、中城村の議事機関である議会の役割を明らかにし、議会運営の基本事項を定めることにより、議会及び議員の活動の活性化、充実を図り、もって活力ある地域づくりと村民の福祉向上に資することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、村民主権を基本とする村民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、村民にわかりやすい情報の発信、及び村民が議会に参加する機会の拡充に努め、村民に開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、村民を代表する議事機関として、村長その他の執行機関（以下「村長等」という。）の活動を監視するとともに、自ら活力ある地域づくりのために必要な政策を立案して決定し、及び推進しなければならない。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府、合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、議会活動について村民への説明責任を果たすとともに、村民の意見を的確に把握し、村政に反映させるものとする。

3 議員は、村民の負託に応えるために自己の能力を高める不断の研さんに努め、誠実かつ公正に責務を遂行するものとする。

(議長及び副議長)

第4条 議会の議長は、議会を代表する中立的、かつ、公平な立場において責務を行い、議会の秩序を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議会において過半数議決を要する場合、賛成、反対が同数で議長が裁決するときは、現状維持の原則を考慮しなければならない。

3 議会の副議長は、議長を補佐し、議長の責務の遂行に寄与しなければならない。

第3章 村民と議会の関係

(村民参加及び村民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、一般会議（議会が主催する村民参加型の会議をいう。）を開催する等、村民が議会の活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

3 議会は、議案に対する各議員の賛否等を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

4 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に村民に対する議会報告会を毎年開催し、議会の説明責任を果たすとともに、村民の意見を聴き、議会活動の活性化に努めるものとする。

第4章 村長等と議会及び議員の関係

(質疑応答の方法)

第6条 議会の本会議における議員と村長等との質疑応答は、広く村政上の論点、争点を明確にするため、最初に一括質疑、一括答弁を行い、以後一問一答方式で行う。

2 議長から本会議、委員会及び全員協議会への出席を要請された村長等は、議員の質問に対して論点及び争点を明確にするため、議長又は委員長長の許可を得て答弁に必要な範囲内で反問することができる。

(重要政策の審議等)

第7条 村長等は、提案する重要、及び新規の政策、施策、計画、事業等については、あらかじめ議会、又は議員の意見を聴くよう努めなければならない。

2 村長等は、議会の議決を得るべき政策案を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を聴くときは、次に掲げる事項を明らかにし、分かりやすい説明資料を提供するように努めなければならない。

(1) 重要政策等を必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 中城村総合計画との整合性

(4) 財源措置

(5) 将来にわたる効果、及び費用

(議決事件の追加)

第8条 議会は、議決機関としての機能強化、及び重要な計画等についての村民に対する責任を担う観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、村行政の各分野における政策、及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関することで、議会が必要と認める計画等の議決事件の追加を行うものとする。

第5章 自由討議

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、本会議、委員会及び全員協議会そ

それぞれの会議における議案審議の結論を出すに当たっては、議員間の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成に努めなければならない。

- 2 議員は、議員間の自由討議を図り、政策、条例の立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付)

第10条 議会は、議員の村政に対する調査研究、及び政策提言に資するため、政務活動費を有効的に活用し、積極的に調査研究、その他の活動を行うものとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、村民等から疑義が生じないように、活動内容、費用等を報告、又は公表しなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会の適切な運営)

第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会及び全員協議会の適切な運営に努めなければならない。

(常任委員会の活動、及び所管事務調査)

第12条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案、陳情等の審査の充実、及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

- 2 常任委員会は、村政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動を行うため、年に4回以上(休会ごとに)実施するよう努める。

(議会の事務局等)

第13条 議会は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、議会事務局の調査機能等の体制を強化するよう努めなければならない。

- 2 村長等は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、村政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に村民に対して周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの村民が議会と村政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 議員の定数・報酬及び政治倫理

(議員定数)

第16条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正にあたっては、村の人口、面積、財政力等を比較検討するとともに、村政の現状及び課題、将来予測等を考慮した上で決定するものとする。

(議員の報酬)

第17条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正を提案するにあたっては、社会経済情勢、本村の財政状況、類似する他町村の議員報酬等を比較検討するとともに、村政の現状、課題、将来予測等を考慮するものと

する。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、村民の代表者として良心と責任感を持って、自己の地位に基づく影響力を行使することによって村民の疑惑を招くことのないよう行動するとともに、議員の品位を保持し識見を養うよう努めなければならない。

第9章 他の条例との関係及び見直し手続

(他の条例との関係)

第19条 この条例は、議会運営の基本事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等の制定、改廃、解釈、及び運用に当たっては、この条例との整合性を図らなければならない。

(見直し手続)

第20条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証するものとする。

2 議会は前項の規定による検証の結果、この条例その他の議会に関する条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。